

青梅市工事請負指名競争入札参加者指名基準

1 目的

この基準は、青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号。以下「規則」という。）第35条の規定にもとづき、青梅市（以下「市」という。）が発注する工事の請負契約（以下「工事」という。）にかかる指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名基準について必要な事項を定め、指名競争入札の透明性および競争性を確保し、厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

2 指名の判断事項

入札参加者の指名に当たっては、規則第34条に規定する名簿に登録されている者について、次の各号に掲げる事項を調査の上、適格性を判断するものとする。

- (1) 経営および信用の状況
- (2) 市における指名実績および受注の状況
- (3) 他の官公庁工事および民間工事における契約実績
- (4) 市との契約にかかる過去の工事の履行成績
- (5) 発注工事における施工能力
- (6) 発注工事における地理的条件（工事の履行場所、営業所の所在地等）
- (7) 申請業種
- (8) 発注工事の内容に適した専門性および技術的適性
- (9) 施工中の既発注工事の進ちょく状況
- (10) 東京電子自治体共同運営の格付および順位
- (11) その他特別な事情

3 指名の方法

入札参加者を指名する場合の一般的な方法は、次のとおりとする。

- (1) 前項の規定により適格者と判断された者から指名する。
- (2) 予定価格1,000万円以上の発注工事の指名については、青梅市競争入札等審査委員会で指名業者の適格性を判断し、指名業者を選定する。

4 優先指名

次の各号のいずれかに該当する場合は、他の者に優先して指名するこ

とができる。

- (1) 常時契約を締結する事務所として、市内に本店または本社を置き営業する者
- (2) 常時契約を締結する事務所として、市内に支店、支社または営業所を代理人住所として登録し営業する者
- (3) 既発注工事の工事成績が優秀な者
- (4) 発注工事と同種の工事を専業とする者
- (5) 発注工事が前回施工工事と関連する場合の前回工事を施工した者で、その工事成績が良好な者
- (6) 発注工事が既発注工事ならびに他の官公庁工事および民間工事（施工中のものに限る。）と関連する場合における当該工事を施工している者

5 独自格付による指名

規則第34条第3項の規定にもとづき別に格付された場合において、前項第1号および第2号に掲げる者を指名する土木工事および建築工事については、別表第1に定めるところにより発注する工事の予定価格に対応する等級の者のうちから指名する。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

6 指名の制限

次の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

- (1) 指名停止期間中等指名から除外する期間中である者
- (2) 過去同一の契約事案にかかる工事の施工が不誠実であった者
- (3) 経営状況が著しく不健全である者
- (4) 市の発注工事を施工中である者。ただし、当該業者の営業規模その他の条件を調査し、発注工事につき施工能力を有すると認められるときは、この限りでない。
- (5) 既発注工事が業者の責めにより遅延している者または遅延が予測される者
- (6) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該事業組合の組合員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不相当と認められる者

7 指名業者数

指名業者数は、発注工事の予定価格に応じて別表第2に定めるところによる。ただし、高度の技術を要する工事、市の区域外で施工される工事その他工事の性質または業者の登録状況等により、これにより難いと認められる場合は、指名業者数を減じて指名することができる。

8 設計、測量、地質調査等の委託契約および修繕の請負契約への準用

第2項から第4項まで、第6項および前項の規定は、設計、測量、地質調査等の委託契約および修繕の請負契約にかかる入札参加者の指名基準について準用する。

9 実施期日等

(1) 実施期日

この基準は、平成21年5月1日から実施する。

(2) 要綱の廃止

青梅市工事請負指名業者選定要綱（昭和49年4月1日実施）は、廃止する。

10 経過措置

(1) この基準の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

(2) この基準の一部改正は、令和8年1月1日から実施する。ただし、改正後別表第2中の規定は、同日以後に指名の通知を行う指名競争入札について適用し、同日前に指名の通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1（第5項関係）

独自格付等級		予定価格の範囲	
土木工事	建築工事	以上	未満
A・B	A・B・C	5,000万円	
A・B・C		2,000万円	5,000万円
A・B・C		700万円	2,000万円
B・C・D	A・B・C・D・E	300万円	700万円
C・D・E			300万円

別表第2（第7項関係）

予定価格の範囲	指名業者数
1億円以上	10人以上
3,000万円以上1億円未満	8人以上
1,500万円以上3,000万円未満	7人以上
500万円以上1,500万円未満	6人以上
300万円以上500万円未満	5人以上
200万円超300万円未満	4人以上
200万円以下	3人以上